

議案第 31 号

伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例の制定について

伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例を次のとおり制定しようとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例

(設置)

第 1 条 伊賀市名誉市民条例（平成 17 年伊賀市条例第 27 号。以下「名誉市民条例」という。）に基づく伊賀市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の選考及び伊賀市表彰条例（平成 19 年伊賀市条例第 74 号。以下「表彰条例」という。）に基づく表彰を実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 名誉市民の選考に関すること。
  - (2) 表彰条例第 2 条の規定による市政功労表彰、特別市政功労表彰及び善行表彰の表彰に関すること。
- 2 委員会は市長の諮問に応じ、前項に規定する事項について審査し、答申する。

(委員)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 商工労働団体代表者
- (2) 農林業団体代表者
- (3) 人権、教育又は福祉団体代表者

- (4) 住民自治協議会代表者
- (5) 環境団体代表者
- (6) 市民から公募した者
- (7) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第6条 委員長、副委員長及び委員は、自己、父母、祖父母、配偶者、子、孫又は兄弟姉妹の選考及び表彰に関する議事に加わることができない。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部秘書課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に附則第6項の規定による改正前の伊賀市表彰条例（以下「改正前の条例」という。）第6条の規定により委嘱された伊賀市表彰審査委員会（以下「表彰審査委員会」という。）の委員は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、改正前の条例第6条の規定により委嘱された日から2年とする。
- 3 この条例の施行の前日に附則第5項の規定による改正前の伊賀市名誉市民条例第5条の規定による伊賀市名誉市民選考委員会（以下「選考委員会」という。）又は表彰審査委員会によりなされた手続その他の行為は、この条例による委員会によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に選考委員会又は表彰審査委員会になされた諮問については、この条例による委員会に諮問されたものとみなす。

(伊賀市名誉市民条例の一部改正)

- 5 伊賀市名誉市民条例（平成17年伊賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。  
第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

(伊賀市表彰条例の一部改正)

- 6 伊賀市表彰条例（平成19年伊賀市条例第74号）の一部を次のように改正する。  
第6条から第10条までを削り、第11条を第6条とし、第12条から第17条までを5条ずつ繰り上げる。

別記様式中「（第11条関係）」を「（第6条関係）」に改める。